

令和4年度大分県福祉のまちづくり推進協議会  
次第

日時

令和5年3月24日(金) 15:00~16:30

場所

大分県庁舎6階 防災活動支援室1

1 開会あいさつ

2 議題

(1) 「大分県福祉のまちづくり条例」新築等届出状況等について(資料1)

(2) 福祉のまちづくりに関する取組について (資料2)

(3) 福祉のまちづくり条例の一部改正について (資料3)

(4) その他

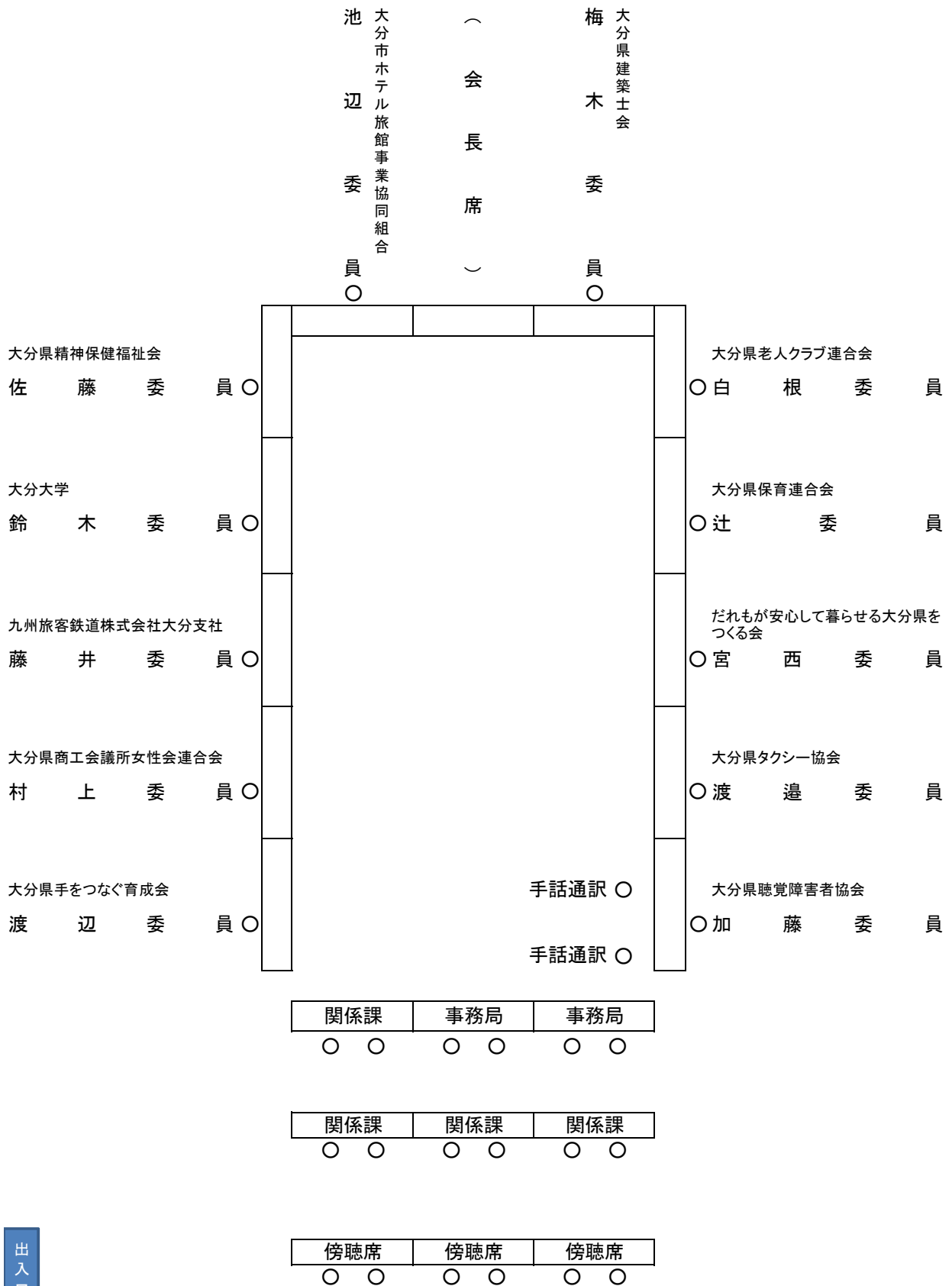
3 閉会あいさつ

令和4年度福祉のまちづくり推進協議会 出席者名簿(五十音順)

区分	所属団体	役職	委員氏名	出欠	継続・新任	代理出席者
委員	大分市ホテル旅館事業協同組合	理事	池辺 京子	○	継続	
	公益社団法人大分県建築士会	支部役員	梅木 恵美	○	継続	
	社会福祉法人大分県盲人協会	会長	衛藤 良憲	×	継続	
	社会福祉法人大分県聴覚障害者協会	理事	加藤 順子	○	継続	
	公益社団法人大分県精神保健福祉会	事務局員	佐藤 いづみ	○	継続	
	公益財団法人大分県老人クラブ連合会	理事	白根 喜代子	○	継続	
	国立大学法人大分大学	教授	鈴木 義弘	○	新任	
	大分県保育連合会	副会長	辻 千香	○	新任	
	学校法人文理学園 日本文理大学	教授	西村 謙司	○ (WEB)	継続	
	一般社団法人大分県身体障害者福祉協会	事務局長	平川 一夫	×	継続	
	九州旅客鉄道株式会社大分支社	副支社長	藤井 秀一郎	○	新任	
	社会福祉法人日出町社会福祉協議会	次長	堀 さおり	×	継続	
	だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会	共同代表	宮西 君代	○	継続	
	大分県商工会議所女性会連合会	副会長	村上 倫子	○	新任	
	特定非営利活動法人リラクセーション桜	理事長	吉岡 尚美	○ (WEB)	継続	広報部長 姫野 渉
	一般社団法人大分県バス協会	専務理事	脇 紀昭	×	継続	
	一般社団法人大分県タクシー協会	専務理事	渡邊 憲一	○	継続	
	公益社団法人大分県手をつなぐ育成会	理事	渡辺 浩二郎	○	継続	
県関係課	企画振興部 交通政策課	主査	石川 優	欠席委員:4名(／18名中)		
	土木建築部 建設政策課	副主幹	佐藤 公功			
	土木建築部 建築住宅課	副主幹	森崎 真人			
	警察本部 交通規制課	交通管制官	酒谷 智之			
県事務局	福祉保健部 福祉保健企画課	地域共生社会推進監	高木 広之			
	福祉保健部 福祉保健企画課 地域福祉班	主幹(総括)	小笠 純一郎			
		副主幹	谷口 純也			
		主任	團 秀晃			

# 令和4年度 大分県福祉のまちづくり推進協議会 配席図

場所: 県庁舎本館6階 防災活動支援室1



## 大分県福祉のまちづくり推進協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 大分県福祉のまちづくり条例の理念に基づき、高齢者や障がい者を含むすべての県民が、自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することのできる福祉のまちづくりを推進するため、大分県福祉のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行う。

- (1) 福祉のまちづくりの総合的な推進に関すること。
- (2) 福祉のまちづくりの普及啓発に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりに係る連絡調整に関すること。
- (4) その他福祉のまちづくりの推進に関して必要と認められる事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した者が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

### (専門部会)

第6条 特定の事項について協議を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長がこれを招集する。
- 3 専門部会長は、会長が指名し、専門部会長が専門部会の議長となる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、大分県福祉保健部福祉保健企画課において処理する。

付 則  
この要綱は、平成15年3月13日から施行する。

付 則  
この要綱の一部改正は、平成16年4月1日から施行する。

付 則  
この要綱の一部改正は、平成22年8月25日から施行する。

付 則  
この要綱の一部改正は、平成23年10月7日から施行する。

付 則  
この要綱の一部改正は、平成24年4月20日から施行する。

付 則  
この要綱の一部改正は、平成24年9月1日から施行する。

付 則  
この要綱の一部改正は、平成25年1月7日から施行する。

付 則  
この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

付 則  
この要綱の一部改正は、平成26年3月12日から施行する。

付 則  
この要綱の一部改正は、平成26年9月1日から施行する。

付 則  
この要綱の一部改正は、平成27年10月15日から施行する。

付 則  
この要綱の一部改正は、平成28年2月15日から施行する。

付 則  
この要綱の一部改正は、平成28年9月1日から施行する。

付 則  
この要綱の一部改正は、平成29年1月20日から施行する。

付 則  
この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付 則  
この要綱の一部改正は、平成30年9月1日から施行する。

付 則  
この要綱の一部改正は、令和2年9月1日から施行する。

付 則  
この要綱の一部改正は、令和4年9月1日から施行する。

(別表)

大分県福祉のまちづくり推進協議会委員名簿

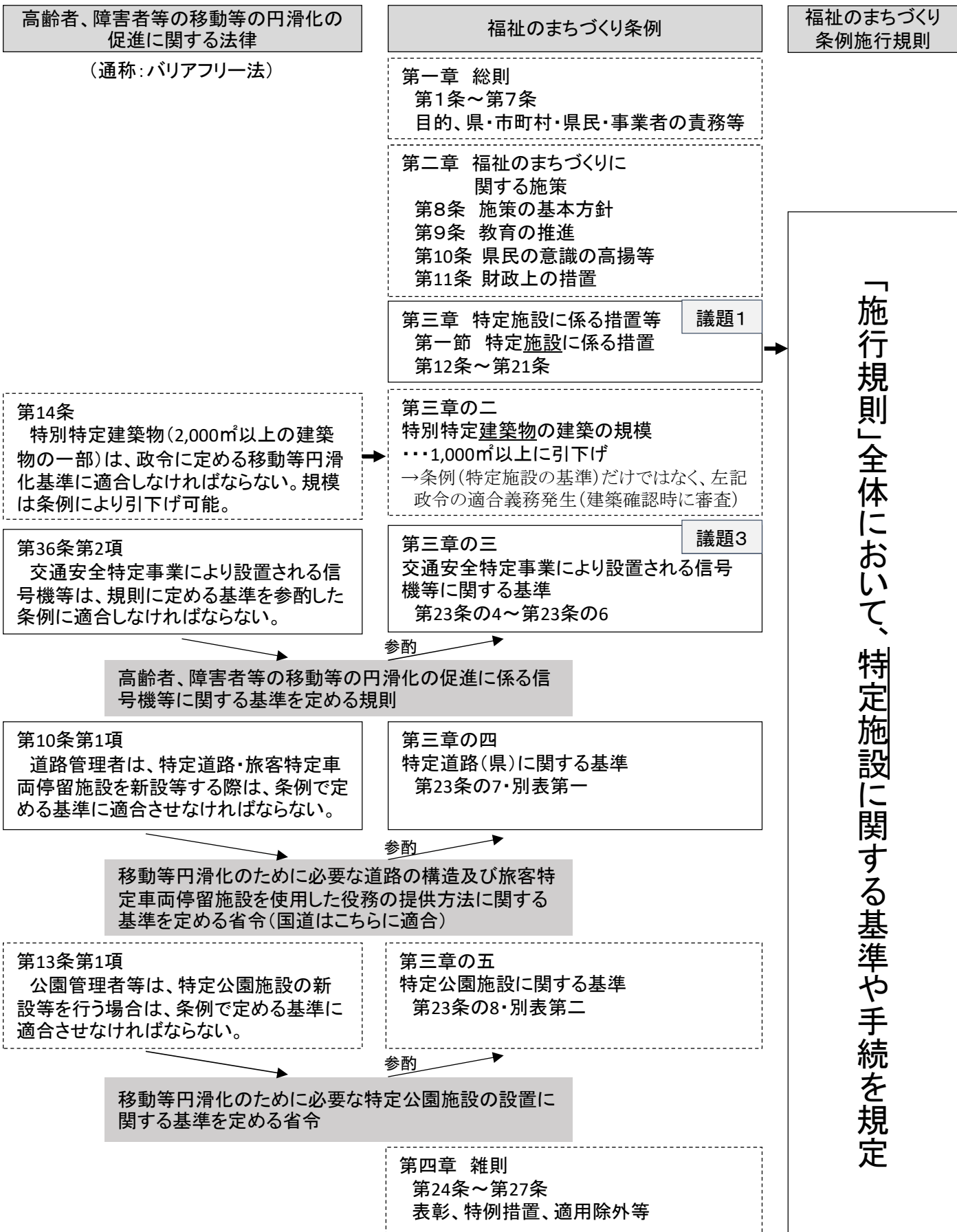
機関・団体名	役職	氏名
大分市ホテル旅館事業協同組合	理事	池辺 京子
公益社団法人大分県建築士会	支部役員	梅木 恵美
社会福祉法人大分県盲人協会	会長	衛藤 良憲
社会福祉法人大分県聴覚障害者協会	理事	加藤 順子
公益社団法人大分県精神保健福祉会	事務局員	佐藤 いづみ
公益財団法人大分県老人クラブ連合会	理事	白根 喜代子
国立大学法人大分大学	教授	鈴木 義弘
大分県保育連合会	副会長	辻 千香
学校法人文理学園 日本文理大学	教授	西村 謙司
一般社団法人大分県身体障害者福祉協会	事務局長	平川 一夫
九州旅客鉄道株式会社大分支社	副支社長	藤井 秀一郎
社会福祉法人日出町社会福祉協議会	次長	堀 さおり
だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会	共同代表	宮西 君代
大分県商工会議所女性会連合会	副会長	村上 倫子
特定非営利活動法人リラクセーション桜	理事長	吉岡 尚美
一般社団法人大分県バス協会	専務理事	脇 紀昭
一般社団法人大分県タクシー協会	専務理事	渡邊 憲一
公益社団法人大分県手をつなぐ育成会	理事	渡辺 浩二郎

(五十音順)

# 福祉のまちづくり条例等の体系

【概要】

本条例は、福祉のまちづくりに関し、関係者の責務を明らかにするとともに、特定施設(建築物)等を安全かつ容易に利用できるようにするための措置を講ずることにより、県民の福祉の増進に資することを目的としている。  
 下記のとおり、法によらず規定している項目(特定施設等)と、法に基づき規定している項目に分かれる。



## 1 「特定施設」整備促進のための仕組み

### ①「特定施設」の「基礎的基準」「誘導的基準」の策定（条例第12条）

多数の人が利用する施設（特定施設※1）について、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できるようにするために必要な基準（基礎的基準）と目標となる基準（誘導的基準）を規定。

### ②基準に適合した特定施設への適合証の交付（条例第16条）

基礎的基準又は誘導的基準に適合した特定施設が、希望する場合には、適合証を交付し、施設利用者への情報提供等に資することとする。

### ③「特別特定施設」新築等の際の届出等（条例第18条、第19条、第20条、第21条）

特定施設のうち、規則で定めるもの（特別特定施設※2）の新築等をしようとする際は、着工30日前までに届出が必要。基礎的基準に適合した整備（適用除外となる場合（※3）を除く）が行われるよう、指導・助言を実施。無届けで工事に着手したとき、届出の内容と異なりかつ基礎的基準に適合していない工事を行ったとき、正当な理由なく指導・助言に従わなかったときは、勧告・公表ができる。

新築等の届出の内容に変更がある際、工事を完了した際にも届出が必要。

※1 特定施設：多数の者が利用する建築物及び道路・公園その他の公共の用に供する施設で施行規則で規定するもの。

※2 特別特定施設：面積要件を満たした特定施設。施行規則で規定。

※3 適用除外となる場合：

- ・基礎的基準に適合する場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合
- ・構造、利用の目的、地形、敷地の状況等により基礎的基準への適合が困難である場合

## 2 基礎的基準・誘導的基準の具体例

### 例1：出入口

#### ① 基礎的基準

イ 幅は、内のを 80センチメートル以上とすること（口に掲げるものを除く。）。

#### ② 誘導的基準

（一）多数の者が利用する出入口（（二）に規定するもの並びにエレベーターのかご及び昇降路に設けられるものを除き、かつ二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。）は、次に掲げるものとする。

イ 幅は、内のを 90センチメートル以上とすること。

（二）多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは、次に掲げるものとする。

イ 幅は、内のを 135センチメートル以上とすること。

### 例2：駐車場

#### ① 基礎的基準

（一）不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が安全かつ容易に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を 一以上設けること。

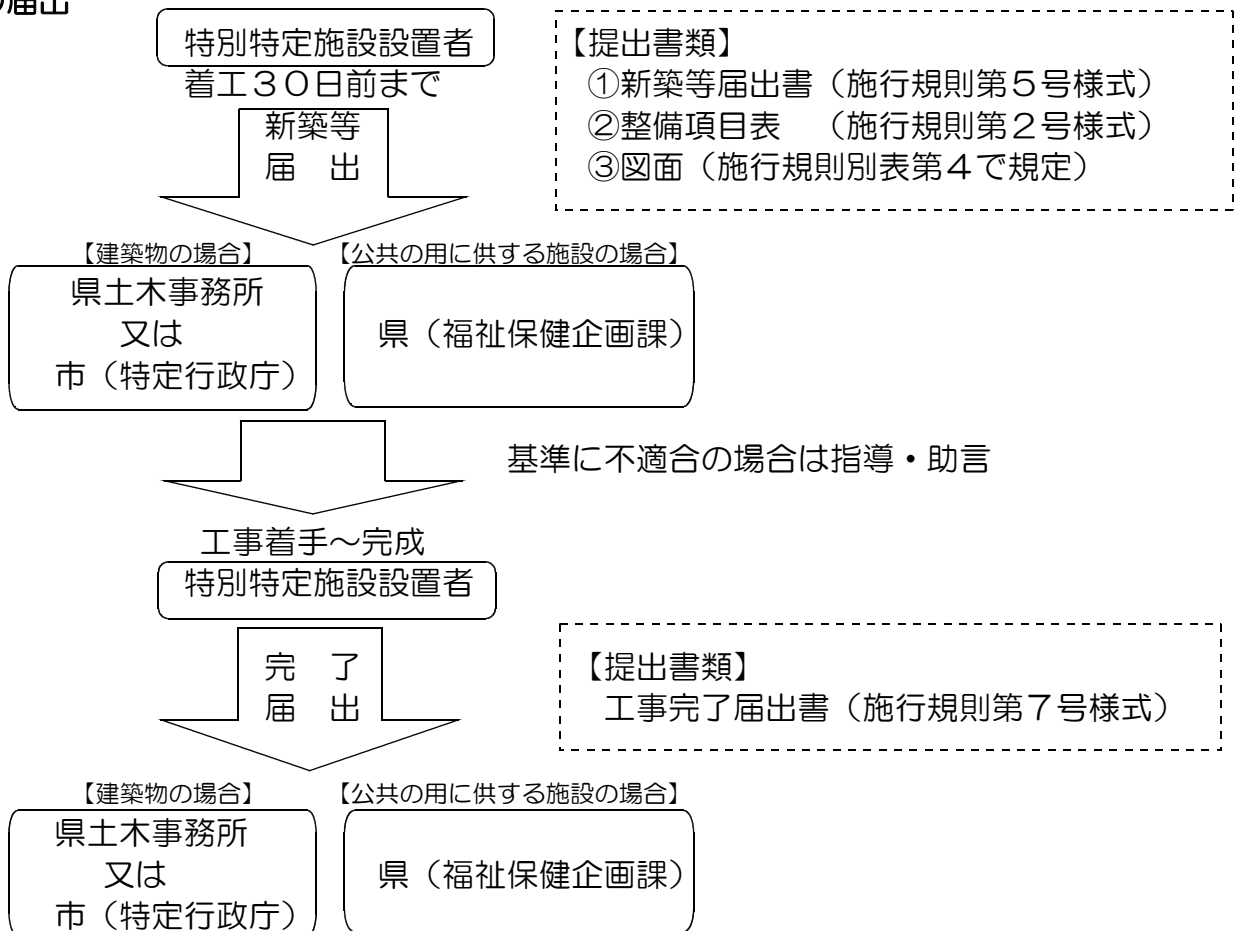
#### ② 誘導的基準

（一）多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。



## 届出等の流れ

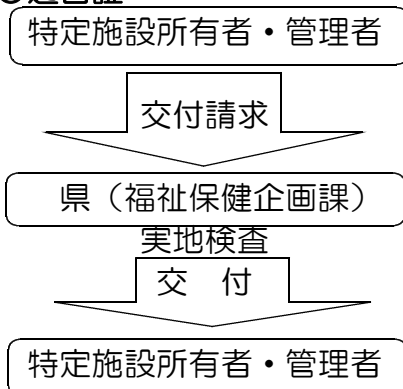
### ○届出



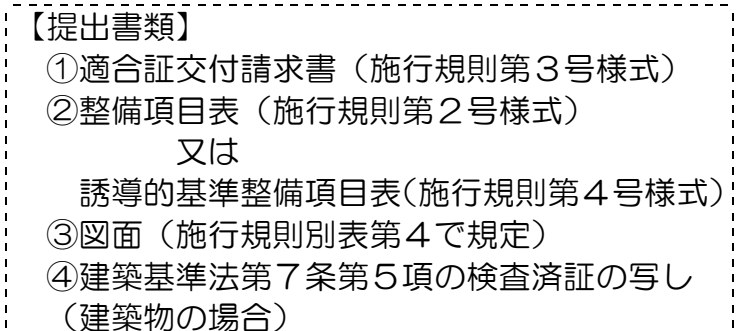
※ 無届けで工事に着手したとき、届出の内容と異なりかつ基礎的基準に適合していない工事を行ったとき、正当な理由なく指導・助言に従わなかったときは、勧告・公表を行うことがあります。

※【建築物の場合】建築確認申請を指定確認検査機関に行う場合も、福祉のまちづくり条例による届出を県土木事務所又は市の建築指導担当課に行う必要があります。

### ○適合証



特定施設が基礎的基準・誘導的基準に適合しているときは「適合証」の交付を請求することができます。  
適合証は、特別特定施設でない特定施設や、既存施設についても請求することができます。



### ③新築等届出・適合状況（令和3年度）

用途	届出件数				全部適合 の割合	一部 適用除外 の割合	不適合 の割合
		うち 全部適合	うち 一部適用除外	うち 不適合			
1 学校等	5	3	2	0	60.0%	40.0%	0.0%
2 病院、診療所	7	1	6	0	14.3%	85.7%	0.0%
3 老人保健施設							
4 劇場等							
5 集会場等							
6 展示場							
7 物販	11	9	2	0	81.8%	18.2%	0.0%
8 ホテル等	2	1	1	0	50.0%	50.0%	0.0%
9 事務所(23除く)							
10 共同住宅等	9	5	4	0	55.6%	44.4%	0.0%
11 老人福祉施設等	37	19	18	0	51.4%	48.6%	0.0%
12 体育館等	1	1	0	0	100.0%	0.0%	0.0%
13 博物館等							
14 公衆浴場							
15 飲食店							
16 サービス業	2	2	0	0	100.0%	0.0%	0.0%
17 学習塾等							
18 工場	2	1	1	0	50.0%	50.0%	0.0%
19 停車場等							
20 自動車車庫							
21 公衆便所	3	3	0	0	100.0%	0.0%	0.0%
22 火葬場							
23 官公庁舎							
24 複合用途建築物							
<b>計</b>	<b>79</b>	<b>45</b>	<b>34</b>	<b>0</b>	<b>57.0%</b>	<b>43.0%</b>	<b>0.0%</b>

④ 基礎的基準の適用除外・不適合項目の状況（令和3年度）

項目	基準	適用除外
1 移動等円滑化経路	(1) 移動等を円滑化にする経路の設置	3
	(2) 階段・段を設けない	3
2 出入口	イ 幅は、内のり80cm	3
	ロ 直接地上へ通ずる出入り口の幅は内のり90cm以上	2
	ハ 戸は、容易に開閉できる構造、前後に高低差なし	3
3 廊下等	(1) 滑りにくい表面とし、段差を示す点状ブロック等を敷設	9
	(2) 直接地上へ通ずる出入り口の幅は内のり120cm以上	8
4 階段	(1) 踊り場に手すり、点状ブロック等を敷設	6
	(2) うち1か所以上は、内のり90cm以上	6
5 傾斜路	階段に代替又は併設する傾斜路の設置	2
6 エレベーター及びその乗降ロビー	(1) ハ かごの奥行きは、内のり135cm以上	1
8 便所	(1) 十分な空間の確保や手すり設置	13
	(2) ベビーチェア、ベビーベッド等の設置	1
	(3) 床置き式小便器、壁掛式小便器等の設置	5
	(4) 腰掛式便座の設置	1
	(5) 操作が容易な洗面器の設置	11
10 敷地内通路	(1) 段や傾斜路の部分に手すり等の設置	5
	(2) 120cm以上の幅、開閉が容易な戸等の設置	3
11 駐車場	車いす使用者用駐車施設を1以上設置	6
12 標識	エレベーター、駐車施設、便所を示す表示設置	5
13 案内設備	案内板や施設の状況を視聴覚障がい者に示す設備の設置	7
14 案内設備までの経路	案内設備等までの経路に点状ブロック等を敷設	8
17 記載用カウンター	車いす使用者が利用できる記載用カウンターの設置	3
19 浴室	浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置	1

※番号は基礎的基準の項目番号

※不適合項目、無届施設は該当なし

### ・目的

高齢者や障がい者などを含む全ての県民が行動面で障壁がなく自由に行動し、社会・経済・文化等あらゆる分野の活動に参加することができるように、県が管理する既存の公共施設において、歩道等の改良、県有施設の改修、交通環境の整備などのバリアフリー化等を推進する事業。

### ・施工例（令和3年度）

県道 鉄輪別府線(別府市)【点字ライン&カラー舗装の整備】



国道197号(大分市)【支障物の撤去】



九重青少年の家(九重町)【優先駐車場の整備、トイレ洋式化、手すり設置など】



### ・令和4年度 事業内容及び事業費

全体事業費 C=80,000千円

①歩道等改良 C=47,500千円

- ・県道 鉄輪別府線 歩道改修（段差等解消、視覚障がい者用誘導標示の更新）（別府市）
- ・県道 大分港線 側溝蓋・柵蓋等更新（細目グレーチング蓋等）（大分市） など 計 12路線

②県有施設改修 C=23,500千円

- ・中津総合庁舎（点字タイル増設、スロープ・手すり等設置 等）
- ・大分農業文化公園（トイレ洋式化） など 計 6箇所

③交通環境整備 C=9,000千円

- ・歩行者用信号機の視覚障がい者用音響装置等整備(大分市ほか) など 計 6箇所

※令和5年度も本事業を継続して実施し、各施設のバリアフリー化を進める。

# 鉄道駅バリアフリーの概要

## 基本方針の改定〈鉄道関係〉

## 地域公共交通バリア解消促進等事業

個別のモードごとの支援から公共交通のバリアフリー化等を一体的に支援する制度

### バリアフリー化

○バリアフリー化設備等整備事業（補助率：1/3 等）

- ・鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルのバリアフリー化、待合・乗継設備整備（段差の解消、転落防止設備の整備、誘導ブロックの整備、障害者対応型便所の設置 等）

・ノンステップバス等の導入

・福祉タクシーの導入 等



エレベーター



ノンステップバス



福祉タクシー

【 大分県内の乗降客数3,000人以上/日の駅】  
バリアフリー化実施済（9駅）

大分駅、別府駅、中津駅、亀川駅、亀川駅前、大分大学前駅、鶴崎駅、大在駅、高城駅、別府大学駅

【 大分県内の乗降客数2,000人以上/日の駅】  
バリアフリー化実施済（3駅）

由布院駅、坂ノ市駅、敷戸駅



令和3年度末までにバリアフリー化整備事業完了済

### 目標（平成23年度以降）

**3,000人以上の駅を原則として  
全てバリアフリー化**

この場合、地域の要請・支援の下、鉄道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限り整備

5,000人以上 約2,800駅  
3,000人～5,000人 約 650駅

**ホームドア・可動式ホーム柵について優  
先すべき駅を検討し、可能な限り整備**

鉄道のサービス面、技術面、経済面を総合的に勘案した上で整備

### 目標（令和3年度以降）

**3,000人以上/日の施設及び基本構想  
の生活関連施設に位置付けられた  
2,000人以上/日の施設を原則100%**

この場合、地域の要請・支援の下、鉄道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限り整備

**バリアフリー指標として、案内設備の設置を追加  
その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみ  
ならず利用実態をふまえて可能な限り整備**



# 大分バリアフリーマップ・心のバリアフリー研修について

大分バリアフリーマップを改修し、高齢者や障がい者、妊産婦の方々などが、安心して外出できるよう、県内のバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮された施設情報等をWEBにより提供する。  
また、共生社会の実現に向けて、心のバリアフリー研修を企業や団体等向けに開催する。

## R5年度実施事業（予定）

### 1 大分バリアフリーマップの改修

現在公開中の大分バリアフリーマップを、NPO法人自立支援センターおおいたが運営する「別府・大分バリアフリーツアーセンター」のバリアフリーマップへ移行・拡充し、**パーソナルバリアフリー基準（※1）**に基づき施設情報等を発信することで、利便性の向上につなげる。

1 公開時期：令和6年1月～

2 施設情報：約1,700施設（施設情報等は随時追加・更新する予定）

3 その他：多言語化対応

※1 障がいを持つ当事者が調査し、施設の「バリア」をすべて詳しく調べデータ化すること

### 2 心のバリアフリー研修の実施

障がいの有無や国籍、性別、年齢に関わらず、すべての人が互いを大切に、支え合う「共生社会」の実現を目指すとともに、来年の4月から県内で実施されるデステーションキャンペーンにおいて、「県民総参加によるおもてなし」を展開するため、企業や団体等に対して心のバリアフリー研修を開催する。

（予定）

1 委託先：NPO法人自立支援センターおおいた 5 研修内容（例）

2 研修対象者：企業・団体等

3 実施方法：集合研修

4 研修回数：年間12回程度

- ・合理的配慮・接遇について
- ・障がいの特性や配慮について
- ・実技（車いす・視覚障害者疑似体験等）



（BFマップイメージ）



（研修（実技）イメージ）

福祉のまちづくり条例の一部改正について(省令改正項目との比較)

参酌省令	省令改正項目	改正による効果	条例該当部分	条例改正した場合の対象範囲
<p>信号規則</p>	<p>遠隔操作型小型車</p>  <p>遠隔操作型小型車標識</p>  <p>歩行者の定義 (遠隔操作型小型車を追加)</p> <p>特定小型原動機付自転車</p>  <p>性能等確認済みシール</p>  <p>性能等確認済みシール</p>  <p>自転車の定義 (特定小型原動機付自転車を追加)</p>	<p>交通安全特定事業に基づき設置する信号機に関する基準について、現状規定されている歩行者又は自転車に遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)及び特定小型原動機付自転車を追加するもの。</p> <p>※遠隔操作型小型車とは  <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔操作により通行する車。</li> <li>・最高速度6km/h</li> <li>・長さ120cm×幅70cm×高さ120センチなどの基準に該当するもの。</li> </ul>                 ※特定小型原動機付自転車とは、  <ul style="list-style-type: none"> <li>・長さ190cm以下×幅60cm以下</li> <li>・定格出力60W以下の電動機</li> <li>・20km/hを越えない速度</li> <li>などの基準に該当するもの。</li> </ul> </p>	<p>第23条の4</p>	<p>交通安全特定事業計画において「主要な生活関連経路(A路線)」に定められた範囲 (大分市のみ策定:大分駅・鶴崎駅周辺のみ)</p>

# 遠隔操作型小型車の概要（道交法の一部を改正する法律抜粋）

## 1 道路交通法の一部を改正する法律

「遠隔操作型小型車の交通方法に関する規定の整備」を規定する。

## 2 遠隔操作型小型車とは

遠隔操作型小型車とは、

- ・ 遠隔操作により通行する車
- かつ
- ・ 最高速度6km/h
  - ・ 長さ120cm × 幅70cm × 高さ120cm
- の基準に該当するもの。

自動配送ロボットなどがこれに当たる。

遠隔操作型小型車の例



## 3 遠隔操作型小型車の交通方法等

### (1) 通行方法

- 歩道通行など歩行者相当の交通ルールに従う
- 自動配送ロボットなどがこれに当たる
- 届出番号等及び標識の表示義務
- **届出制**

### (2) 新たに生じる公安委員会事務(4事務)

- 届出の受理(法第15条の3第1項)
- 届出者識別のための番号等通知(法第15条の3第3項)
- 通行に関する報告等の求め(法第15条の5第1項)
- 必要な措置の指示(法第15条の6)

### (3) その他

- 大分県道路交通法施行細則の改正  
指示書の様式を県細則において定める

内閣府令で定める標識





# 特定小型原動機付自転車の概要

## 1 道路交通法の一部を改正する法律

「特定小型原動機付自転車の交通方法に関する規定の整備」を規定する。

## 2 特定小型原動機付自転車とは

特定小型原動機付自転車とは、

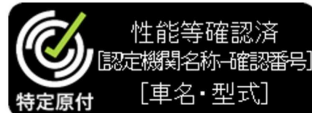
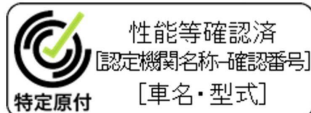
- ・長さ190cm以下×幅60cm以下
- ・定格出力60W以下の電動機
- ・20km/hを越えない速度

などの基準に該当するもの。

電動キックボードなどがこれに当たる。

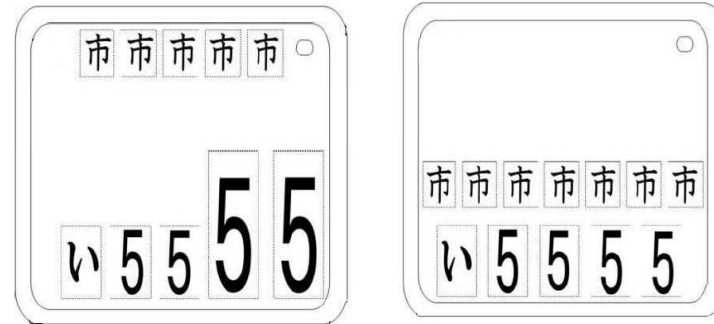
## 3 保安基準への適合

特定小型原動機付自転車は、道路運送車両の保安基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならないとされており、性能等確認済シール等が付けられているものが、この基準を満たしている。



## 4 ナンバープレートの取付け

特定小型原動機付自転車の所有者は、市町村の条例等の定めるところにより、標識(ナンバープレート)を取得し、車体の見やすいところに取り付けなければならない。



## 5 主な交通ルール

- 16歳未満の者の運転禁止  
※16歳未満の者へ提供することも禁止
- 飲酒運転の禁止
- 乗車用ヘルメットの着用
- 二人乗りの禁止

